

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税滞納者に売掛金2,400万円の差押え実施

Q: 悪質な消費税の滞納者には、強硬な措置も辞さないということで、売掛金の差押えがあったと聞きました。本当でしょうか。

A: 納税に誠意のない累積滞納者に対して、売掛金の差押えを実施して徴収した事例があります。

【解説】

国税庁がまとめた平成8年度滞納整理状況によると、新規発生滞納税額の税目別では、消費税が4,300億円と全税目のなかでトップとなっています。消費税率のアップなどで今後消費税滞納が増加することも予想され、悪質で大口な消費税滞納者には、厳正に対処するという方針を、国税庁ではかねてから打ち出しています。

事実、栃木県の人材派遣業A社に対し、売掛金の差押えが実施された事例があります。同社は業績の悪化を理由に消費税2,400万円を滞納していました。税務当局は、同社に対し再三にわたり催告を行いましたが、同社は具体的な納付計画を立てることもなく、漫然と滞納を続けるだけであったため、当局は取引先の調査を行い、A社に対し、文書により、具体的な納付計画の提示がなければ、売掛金の差押えを実行すると通知。何らの反応を示さなかったため、売掛金7口の差押え、その取り立てを行い、滞納国税の全額2,400万円を徴収したものです。

